

LGBT等の性的少数者に対する今年度の全庁的な取組について

京都市では、人権施策の基本方針を定めた「京都市人権文化推進計画」（平成27年2月策定）に基づき、LGBT等の性的少数者（以下、「性的少数者」という。）の方々を含めた全ての人々の人権が尊重され、誰もが安心して生活し、活躍できる「人権文化の息づくまち・京都」の実現に向けて、人権教育・啓発等の様々な取組を進めている。

平成30年度は、これまでからの啓発等の取組に加えて、さらに下記の3つについて全庁的な取組を行った。

記

1 申請書等の性別記載欄の全庁調査と見直し

(1) 内容

性的少数者の方々の中には、身体の性と心の性が異なることなどを理由として、性別記載欄に性別を記入することに抵抗を感じるなどの困難を抱えている方もおられる。そこで、本市では、申請書類等を全庁的に調査し、可能な限り性別記載欄の削除や記載方法の工夫（※）などの見直しを実施した。

※ 男・女の2択ではなく、空欄（自由記載）とすることや、第3の選択肢として「答えたくない」を追加する等

(2) 見直し結果

性別記載欄のある申請書等は、478件であり、そのうち、平成30年度中に性別記載欄を削除したものが160件、性別記載欄の記載方法について工夫済みのものが71件となった。

(例) 削除済みの申請書等の例＝療育手帳、市会本会議傍聴者アンケート

工夫済みの申請書等の例＝京都府公立高等学校入学選抜に係る出願書類、

放課後まなび教室学習アドバイザー・学習サポーター登録票

2 職員向けのLGBTに関する手引きの作成（平成30年11月8日広報発表済み）

(1) 内容

本市職員が率先して性の多様性について理解を深めるとともに、状況に応じて適切な対応ができるようにするため、職員向けのハンドブック「多様な性に関する職員ハンドブック～職員が理解を深めるために～」を作成した（ハンドブックは、別紙1を参照。）。

(2) 活用状況

本市の職員研修で活用するほか、民間企業等での研修等に活用いただけるよう、市公式ホームページに掲載している。

3 本市施設における多機能トイレの表示の見直し

(1) 内容

性的少数者の方々の中には、身体の性と心の性が異なることなどを理由として、男女別の一般トイレを利用しづらいと感じ、性別を問わない多機能トイレを使いたい方がおられる。

また、オストメイトの方や異性介助が必要な方など、一見して一般トイレが使用できるように見えても、多機能トイレしか使用できない方もおられる。

そこで、車いす利用者や身体が不自由な方々に加え、上記のような外見上は、多機能トイレが必要だと分かりづらい方々も利用しやすくなるよう、トイレの表示の見直しを進めている。

(2) 見直し案（詳細は別紙2を参照。）

ア 名称を「多機能トイレ」と統一

イ 備えている機能（オストメイト、介助用ベッド付など）をステッカーで表示

ウ 多機能トイレの使用に係る啓発文中に、「外見からは分かりにくい困難を抱えている方」がいることを明示

(3) 実施時期

平成31年4月下旬以降、本市施設の多機能トイレへの掲示を進めていく予定。

4 今後について

本市では引き続き、性的少数者に関する人権課題についての理解増進に向けた教育・啓発等の取組を推進するとともに、国や他自治体の動向等も参考に、調査・研究を行っていく。また、性的少数者のうち多機能トイレを必要とする方の心情に配慮してトイレに具体的な表示は行わないが、今後、市民の理解を深めるため、当課のホームページなどを活用して、広報啓発を行う。

さらに、本市の人権施策を推進するうえでの基本的な考え方を示す「京都市人権文化推進計画（平成27年2月策定）」について、策定以降の状況変化等を踏まえ、平成31年度に中間見直しを行うこととしており、性的少数者に関する人権課題について、同計画の見直しの中で検討を行う。

今後も、性的少数者の方々が安心して生活し、活躍できる社会の実現に向け、全庁的に取り組んでいく。